

院内掲示

おおやま病院(医療保険適応)

1、入院基本料等に関する事項

当病院は、健康保険法の規定に基づく基準を実施している保険医療機関です。

当病床は、健康保険法の規定に基づく[療養病棟入院基本料1、入院時生活療養1]の基準を実施しています。

看護職員(看護師及び准看護師)及び看護補助職員は、其々1日に8人以上が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員及び看護補助職員各1人当り7人の入院患者様を受け持ちます。

・夕方17時～朝9時まで、看護職員及び看護補助職員各1人当り48人の入院患者様を受け持ちます。

当病院は、[療養病棟療養環境加算1]の届出を受理されています。

2、入院時食事療養(1)及び入院時生活療養(1)に関する事項

当病院は、[入院時食事療養/生活療養(1)]の届出を受理されています。

当病院は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時)適温で提供しています。

3、寝具に関する事項

敷布、掛布等の寝具は、週1回(木曜日もしくは金曜日)に交換しています。

尚、敷布・掛布等は、汚れた場合は、曜日に関係なく交換致します。

4、領収書発行に関する事項

当院では、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる領収書の交付を行っています。

5、施設基準等届出に関する事項

[運動器リハビリテーション(Ⅱ)及び脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ)]

専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士が医師の作成したリハビリテーション実施計画に基づき訓練を行っています。

[がん治療連携指導料]

当院では、基幹病院等にてがん治療で受診された患者様を受診した基幹病院と連携して診療計画にそった診療を行う医療機関として届出を受理されています。

[がん性疼痛緩和指導管理料]

当院では、緩和ケアの経験を有した緩和ケアの指導に係る研修を終了している医師によるがん性疼痛緩和指導の届出を受理されています。

[CT撮影及びMRI撮影]

当院では、16列マルチスライスCTで撮影を行っています。

[検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料]

当院では、同意される患者様に対して基幹病院等とネットワークを通じて診療情報等の閲覧・送受信を行う医療機関として届出を受理されています。

[地域連携診療計画加算]

当院では、基幹病院等との連携体制を整備した医療機関として届出を受理されています。

[検体検査管理加算(Ⅰ)]

当院では、指定された緊急検査を常時実施できる体制を整備した医療機関として届出を受理されています。

[データ提出加算1及び3、診療録管理体制加算2]

当院では、診療録の管理体制を届出しました入院データを提出する医療機関として届出を受理されています。

[感染対策向上加算3及び連携強化加算]

当院では、感染対策向上加算1と連携をする医療機関として届出を受理されています。

[医療情報・システム基盤整備体制充実加算]

当院では、オンライン資格確認の体制を有しており受診歴、薬剤・特定健診情報等必要な診療情報の取得活用を行えます。

[情報通信機器を用いた診療]

当院では、厚生労働省指定の研修を終了した医師による情報通信機器を用いた診療に係る基準を満たしております。

6、保険外負担に関する事項(別紙)

当院では、別紙の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。